

ブラッシュアップ判例・裁決例 【解説動画付】

令和4年最判後の初の総則6項事件 【控訴審判決】

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

第1審：東京地裁令3年（行ウ）第22号、令6・1・18判決（納税者勝訴）（TAINS:Z888-2556）
控訴審：東京高裁令6年（行コ）第36号、令6・8・26判決（納税者勝訴）（確定）（TAINS:X888-2667）

Brush up
point

本件は、令和4年最判後の初の総則6項事件の控訴審判決である。控訴審判決も、次の判断ポイントに基づき、納税者勝訴の判決を下した。

- (1) 取引相場のない株式の交換価値は、本来、専門的評価を経ない限り判明し得ないものであって、外形的事実によって取引相場のない株式の交換価値を合理的に推測することが可能であるとは必ずしもいえない。
- (2) 専門的評価による交換価値と評価通達180に定める類似業種比準価額とのかい離の程度が著しいと判定された場合においても、本件譲渡予定価格が交換価値を反映したものであるとして、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情（特段の事情）が存在していたということにはならない。
- (3) 売買契約が未だ成立していない場合において、近い将来における売買契約の成立及び売買代金債権への転化の蓋然性の程度を基準にし、相続発生時点における財産評価をすることは適切でない。本件は、蓋然性が高かったと認めることはできない。
- (4) 令和4年最判に基づき、被相続人又は相続人らが、相続税の負担を減じ又は免れさせる行為をしたと認めることができない以上、本件においても、被相続人又は相続人らの行為に着目した場合に、他の納税者との関係で不公平であると判断する余地はない。

I 事実関係

[1] 本件は、被相続人Tの相続人である納税者らが、Tの相続により取得した財産の価額を財産評価基本通達（以下、「評価通達」という。）の定める方法により評価して本件相続に係る相続税の申告をしたところ、処分行政たるY税務署長から、本件相続に係る財産のうち株

【動画解説】

この記事については、著者が解説動画をYouTubeにアップしており、次のQRコードから視聴できます。是非、ご覧下さい。（30分）
https://youtu.be/UtXGX-w_sz0



式の価額について評価通達の定めにより評価することは著しく不適当と認められるなどとして、総則6項（以下、「評価通達6」という場合もある。）により、本件相続税の各更正処分及びこれに伴う過少申告加算税の各賦課決定処分を受けたことから、これらを不服として、本件各更正処分等の取消しを求めた事案である。

本件は、Tの相続財産であるO社株式の評価が問題となっているが、このO社株式については、Tの生前に、実質的に他社への株式の売却の合意が整っているときに、そのTの相続税におけるO社株式の評価額につき、評価通達の定めによらず、総則6項の適用があるか否かが争点となっている。

〔2〕第1審東京地裁は、納税者勝訴の判決を下した。そこで、Y税務署長は控訴した。控訴審における争点は、第1審と基本的に変わりではなく、(1)価格乖離型乖離と総則6項の関係について、(2)契約内容による時価の実現蓋然性が高い場合と総則6項の関係について、(3)令和4年最判の意義について、という3点である。

控訴審の東京高裁は、納税者の請求を容認した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、Y税務署長の敗訴とし、本件は、この控訴審をもって確定した。

※筆者注：

本来、事実関係・当事者の主張など、事件の内容を知る上ではこれを詳細に記載しなければならないところ、本稿は、控訴審判決に焦点をあてたものであるため、事実関係等のその詳細な記述については、第1審評駁との重複をさける意味で省略した。第1審判決については、このブラッシュアップシリーズで紹介しているので、読者には恐縮であるが、渡辺充『令和4年最判後の初の総則6項事件』（「税理」ぎょうせい2024年5月号、118~129頁）を参照されたい。⇒ <https://youtu.be/l0pRMjOc0ao>



II 主たる争点と当事者の主張

本件控訴審判決は、原判決を補正し、控訴審における争点について、東京高裁が判断を新たに追加する形式で書かれている。したがって、判決原文からは通常のような対比形で当事者の主張を見ることができない。

控訴審における争点とその判断については、次の「III.控訴審判決の要旨」を参照のこと。

III 控訴審判決の要旨

控訴審判決は、納税者の請求を容認した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却するものとし、納税者勝訴の判決を下した。その理由は、原判決を補正するほか、次のとおりである。

(1) 価格乖離型乖離と総則6項の関係について

Y税務署長は、本件において総則6項を適用すべき根拠として、本件相続株式につき、本件

通達評価額と本件相続開始日における交換価値との間に著しいかい離があり、納税者らがそのことを十分に認識することは可能であった旨主張した。

しかし、控訴審判決は、「取引相場のない株式の交換価値は、本来、専門的評価を経ない限り判明し得ないものであって（現に、控訴人は、株式会社■■■に評価を委託している。）、外形的事実によって取引相場のない株式の交換価値を合理的に推測することが可能であるとは必ずしもいえない。とりわけ、M&Aが行われる場合においては、高度な経営判断や双方の交渉の結果等により株式の売買代金が決定されるのであって、売買代金が交換価値を反映しているとは限らないというべきである。」と判示した。

さらに、「このことは、結果的に、専門的評価により交換価値と評価通達180に定める類似業種比準価額とのかい離の程度が著しいと判定された場合においても変わらないのであって、本件相続株式について、譲渡予定価格（10万5068円）と本件算定報告額（8万073円）が比較的近く、これらが本件通達評価額（8186円）と大きくかい離しているからといって、更正処分の時点にさかのぼって、譲渡予定価格が交換価値を反映したものであるとして、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情（特段の事情）が存在していたということにはならない。」とした。

そして、「評価通達6の適用に当たり、上記かい離の有無を公平に判断するためには、他の相続案件も含め、取引相場のない株式その他市場性のない相続財産の全てについて、専門的評価を行るべきであって、合理的な理由がないのに、特定の相続財産のみについて専門的評価を行い、これを基にして課税処分を行うことは、平等原則に反するものというべきである。」と判示した。

（2）契約内容による時価の実現蓋然性が高い場合と総則6項の関係について

Y税務署長は、財産評価の対象物は異なるが、農地の売却後その所有権移転前に売主に相続が開始した場合の相続財産と評価が問題となった「小澤事件」（最高裁二小昭61・12・5判決）を引用し、取引相場のない株式について、売買契約が成立し、その所有権が買主に移転する前に、当該株式の所有者である売主が死亡した場合、売主の相続財産は売買代金債権になり、その価額は原則として売買相金額で評価されるとした上で、相続開始時に売買契約成立に至っていないかったとしても、近い将来売買契約が成立し、売買代金債権に転化する蓋然性が高い場合には、当該株式の価値が現実的に実現する蓋然性が高いものとして、当該株式の価値としては、その売買代金相当額が一つの基準になり得るところであると主張した。

これに対し控訴審判決は、「上記最高裁判決は、農地の売買契約が成立し、代金の相当部分の履行があったという場合において、農地法所定の要件が具備される前であっても、相続財産は売買代金債権である旨判断したものであって、本件のように、売買契約が未だ成立していない場合とは明らかに状況を異にするというべきである。」と前置きし、「売買契約が成立していない状況において上記のような蓋然性を判断するためには、中間合意の存在・内容、想定される売買契約の内容、契約を締結しようとした動機・目的、交渉経過、当事者の関係、契約締

結前の仮の履行行為の有無・内容等、種々の事情を考慮する必要があり、信義則や権利濫用のような一般条項以外の場面でこのような不明確な基準によることは不適切であるといわざるを得ない。さらには、控訴人は、当該株式の価値は売買代金相当額に反映されていると主張するものであるが、そのこと自体、専門家による判定を経ない限り明らかであるとはいえないし、とりわけ、非上場会社の買収においては、上場会社と比較して個別性が強いため、買収価格が交換価値を反映しているという経験則が存すると直ちにいうこともできない。」と判示した。したがって、「控訴人の主張するような、近い将来における売買契約の成立及び売買代金債権への転化の蓋然性の程度を基準にすることは適切でない。」としたのである。

（3）令和4年最判の意義について

令和4年最判は、総則6項の適用の有無に当たり、被相続人又は相続人が、相続税の負担を減じ又は免れさせる行為をしたことを考慮している。そこで、控訴審においても、本件被相続人及び納税者らによるこれに類する行為があつたか否という点が争点になっている。

この点につき控訴審判決では、「O社が設立されてから本件相続開始日まで、O社株式は、一貫して定款による譲渡制限のある株式であったのであり、また、O社株式の評価額を下げるような行為がされたことはうかがわれない。そして、譲渡予定価格が、その時点で相続が発生した場合における評価通達180による評価額を大きく上回るものであったことは、本件の経過に照らし明らかであるから、本件基本合意は、本件被相続人の生存中に売買契約が成立した場合、代金債権に転化し、又は代金が支払わることによって、相続税の負担を増大させる可能性を有するものであり、相続税の負担を減じ、又は免れさせるという効果は存しない。」

「本件被相続人又は被控訴人らが、相続税の負担を減じ、又は免れさせる行為をしたと認めることができない以上、本件被相続人又は被控訴人らの行為に着目した場合に、他の納税者との関係で不公平であると判断する余地はない。」

なお、令和4年最判に従えば、「不公平が生じる要素として、同種の遺産を相続により取得した者との均衡が考えられるところ、取引相場のない株式を遺産として取得した者を比較の対象とした場合、当該遺産は、評価通達180の定める類似業種比準価額により評価することになるのであって、被控訴人らとの間で不公平が生じる余地はない。また、取引相場のある株式を相続により取得した者を比較の対象とした場合、遺産の種類が異なる以上、不公平が生じる余地はない。」と判示した。

IV 解説

〔1〕本件は総則6項適用にあたり、特に取引相場のない株式については、よほど明らかな租税回避行為が見られない限り、財産評価通達による評価を認めるべきとした判決例であり、かつ、納税者勝訴の判決であるから、一般的には、実務的にも有意義な判決といえる。

かつて「タキゲン事件差戻審判決」（東京高裁令3・5・20判決）は、一物多価といわれる取引相場のない株式において、適正な時価とは評価的な概念であって、一義的に算出され得る

ものではなく、その評価には一定の幅があり得るものであるとし、たとえば、取引の目的に応じ、DCF方式、純資産法方式、類似業種比準方式、配当還元方式等の種々の評価方法が選ばれ、さらには私的な鑑定評価額として、これらの各種方法につき加重平均する方法も認められ、その各評価額の間に大きな差が生じたとしても、それはむしろ当然のことであり、評価額との間に大きな乖離が生ずるというだけでは「特別の事情」に該当しないと判示した。

タキゲン事件は納税者敗訴の事件であり、本件は逆に納税者勝訴の事件であるが、その共通点は、取引相場のない株式の評価は、土地と異なり、本来、専門的評価を経ない限り判断し得ないものであるから、最終的に通達評価のもつ租税公平主義の前に、総則6項は敗れたという点にあると筆者は考える。

〔2〕しかし、筆者は、納税者が勝訴すればそれで良しとする立場なく、総則6項の適用における価格乖離の判断を諦めた本件控訴審判決には、賛成できない。

はじめに、順序は異なるが、控訴審における争点(3)の令和4年最判の意義についてである。第1審判決の評価の繰り返しとなるが、筆者は、そもそも総則6項の考え方として、総則6項は、相続税における財産評価の合理性・安全性を考慮したものであり、合理的評価説の見地から、時価という客観的交換価値への接近をはかるものであり、必ずしも納税者救済説の見地を第一にし、租税回避的行為の有無を重視（偏重）するものではないと考え、いわゆる「令和4年最判」には必ずしも賛成する立場はない。したがって、本件第1審判決、控訴審判決とともに反対する。

〔3〕次に、控訴審で争点(1)となった価格乖離型乖離と評価通達6の関係についてである。控訴審判決は、上述のとおり、「評価通達6の適用に当たり、上記かい離の有無を公平に判断するためには、他の相続案件も含め、取引相場のない株式その他市場性のない相続財産の全てについて、専門的評価を行うべきであって、合理的な理由がないのに、特定の相続財産のみについて専門的評価を行い、これを基にして課税処分を行うことは、平等原則に反するものといるべきである。」と判示した。もはやここまでくると、およそ取引相場のない株式については、価格乖離型乖離について、その理由や合理的乖離の範囲などの理由を専門家以外は明らかにできないので、すべて取引相場のない株式については、評価通達によるべきであり、極論的には、取引相場のない株式については、総則6項の適用を放棄したといっていることと同様である。これは、令和4年最判の「解釈汚染」¹であると筆者は考える。

ただし、たとえば土地の評価については、公示価格や路線価格など、一定の時価を推定できる判断要素となる指標が示されており、専門家以外の者でも、一定の客観性をもった共通評

価を行うことができる。筆者は、土地評価における価格乖離型乖離の判断基準の一定の見える化をすでに別稿で提案しているが²、その際も、取引相場のない株式の評価の見える化は棚上げしており、今回の判決により、総則6項の適用については、土地と取引相場のない株式に分け、およそ取引相場のない株式については、通達評価以外の方式は諦めざるを得ないところまで追い込まれた感は否めない。

〔4〕次に、争点(2)の契約内容による時価の実現蓋然性が高い場合と総則6項の関係についてである。控訴審判決は、「近い将来における売買契約の成立及び売買代金債権への転化の蓋然性の程度を基準にすることは適切でない」とした。確かに相続発生の時点において、いまだ実現価額が明らかでない点を保守的に考えると、本件控訴審判決の内容となる。しかし、筆者は、第1審判決評価で指摘したとおり、相続開始時点においてその譲渡の蓋然性が問題となるとしても、実質課税の見地からすれば、相続税の申告期限前にその譲渡が基本合意のまま実現したのであれば、いわば停止条件付譲渡と同様の状態となっており、相続開始時点において本件〇社株式は通達評価額で評価される「単なる取引相場のない株式ではない状態」になっていると考える。その際、そのような状態にある株式の相続税における時価（客観的交換価値）はいくらであるかと問われれば、通達評価額ではないであろうというのが筆者の見解である。

このような特殊な状態にあることが、まさに総則6項における「特別の事情」であり、租税回避性の有無だけが、この「特別の事情」の判断材料ではないのである。価格乖離の理由を斟酌しなければならないのである。なお、控訴審は、「当審における控訴人の主張のうち、評価通達6の適用に当たり、租税回避行為があることは要件とならないとする点については、当裁判所はそのような要件が存するものと説示しているものではないから、同主張に対する判断の必要はない。」と判示したが、これは控訴人（処分行政庁）の主張に対し、なんら正面から答えようとせず、「特別の事情」についても解釈を示しておらず、およそ裁判所が示す正しい姿勢ではないと考える。

【わたなべ・みつる】

1 筆者は、AIにおけるハルシネーションと同じく、最高裁判決が誤った法解釈に基づく“解釈汚染”をもたらしているものとして、「ヤフー事件最高裁判決」（最高裁一小平成28年2月29日判決）と「総則6項令和4年最高裁判決」（最高裁三小令4年4月19日判決）があると考える（渡辺充『最高裁判決の“解釈汚染”』（『税務弘報』中央経済社2024年5月号、2~3頁）。

2 渡辺充『総則6項再考』（『税研』日本税務研究センターVol. 39-No.6, 2024年3月, 17~26頁）